

受付番号	種目番号 —	連絡先	修繕担当 港湾局 建設保全部 保全管理課 機械担当
<h1>設 計 書</h1>			
1 修 繕 件 名	八景島西浜さん橋修繕		
2 履 行 場 所	請負人造船所ほか		
3 履行期間	<input type="checkbox"/> 期間 契約締結日から まで 又は期限 <input checked="" type="checkbox"/> 期限 令和3年8月20日		
4 契 約 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	なし		
6 現 場 説 明	<input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 場 所) <input checked="" type="checkbox"/> 不要		
7 修 繕 概 要	船体構造製作工	1式	
	船舶塗装工	1式	
	船舶艀装工	1式	
	バラスト調整工	1式	
	浮体設置工	1式	
	既存浮体撤去工	1式	

横 浜 市 港 湾 局

8 部 分 払

する(回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※ 単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

修繕代金額	¥	-
内 訳		
修繕価格	¥	-
消費税及び 地方消費税相当額	¥	-

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
請負修繕費	式	1			(修繕価格) + (消費税等相当額)
修繕価格	式	1			(修繕原価) + (一般管理費)
修繕原価	式	1			(直接修繕費) + (間接修繕費) + (据付修繕原価)
直接修繕費	式	1			1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7
1 船体構造製作工	式	1			第 1 号内訳書参照
2 船舶塗装工	式	1			第 2 号内訳書参照
3 船舶艀装工	式	1			第 3 号内訳書参照
4 バラスト調整工	式	1			第 4 号内訳書参照
5 浮体設置工	式	1			第 5 号内訳書参照
6 既存浮体撤去工	式	1			第 6 号内訳書参照
7 直接経費	式	1			(1) + (2)
(1) 上下架料	式	1			
(2) 滞架料	式	1			

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
間接修繕費	式	1			1 + 2
1 間接労務費	式	1			
2 工場管理費	式	1			
据付修繕原価	式	1			
1 えい航費等	式	1			
一般管理費等	式	1			
消費税及び地方消費税相当額	式	1			

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
第1号内訳書					
船体構造製作工					
鋼板					
厚板, SS400相当材, t=9.0	kg	20,807			
不等辺山形鋼					
250×90 (14, 7) , SS400	kg	2,647			
不等辺山形鋼					
100×75 (7) , SS400	kg	3,676			
平鋼					
9×100, SS400	kg	1,404			
鋼管					
STPG370E, 80A, Sch. 80	kg	147			
補助材料					
	式	1			
労務費					
船舶製作工	人				
計					
第2号内訳書					
船舶塗装工					
下地処理					複合単価
サンドブラスト	m2	885			

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
プライマー					複合単価
ウォッシュプライマー吹付	m2	885			
台船外部下塗り					複合単価
超厚膜エポキシ樹脂系塗料	m2	420			
喫水線下中塗り					複合単価
ポリウレタン樹脂中塗塗料	m2	140			
喫水線下上塗り					複合単価
ポリウレタン樹脂上塗塗料	m2	140			
喫水線上中塗り（船体艀装品共）					複合単価
ポリウレタン樹脂中塗塗料	m2	110			
喫水線上上塗り（船体艀装品共）					複合単価
ポリウレタン樹脂上塗塗料	m2	110			
台船内部					複合単価
変性エポキシ樹脂系下塗塗料	m2	540			
艀装品下塗					複合単価
変性エポキシ樹脂系下塗塗料	m2	80			
モルタル舗装部下塗					複合単価
錆止めペイント	m2	95			
モルタル舗装部上塗					複合単価
樹脂系上塗	m2	95			
船体盤木移動、その他					複合単価
	式	1			
廃棄物処分費					複合単価
ブラスト廃棄物ほか	式	1			
計					

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
第3号内訳書					
船舶艀装工					
パイルガイド					複合単価
SUS製枠付パイルガイド(φ450用)	個	4			
マンホール					複合単価
JIS F2304 : B形6050形	個	2			
小形マンホール					複合単価
JIS F2329 : φ350フラット形	個	2			
クロスビット					複合単価
浅野金属工業AK3773同等品	個	8			
D型防舷材					複合単価
D150型	m	5			
照明柱					複合単価
80A鋼管、船用防水LED作業灯2個付	本	4			
手摺柱					複合単価
SGP 40A	kg	296			
手摺チェーン					複合単価
φ6ステンレスチェーン、40分割	m	61			
手摺チェーン付属品(シャックル)					複合単価
φ6ステンレス	個	40			
手摺チェーン付属品(フック)					複合単価
φ6ステンレス	個	40			
グースネック通風筒					複合単価
80A めっき 蓋つき	個	2			
アイプレート					複合単価
C型0.5t用	個	40			

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
分電箱	個	1			複合単価
電線	m	56			複合単価
多心ゴム絶縁ビニルシースケープル					
電線（集合）	m	20			複合単価
多心ゴム絶縁ビニルシースケープル					
モルタル舗装	式	1			
95m ² 、FBコーミング、50mm厚					
計					
第4号内訳書					
バラスト調整工					
バラスト搭載	式	1			
生コンクリート、約30トン					
計					
第5号内訳書					
浮体設置工					
引船(鋼製)	日	1			
鋼D 200PS型					
労務費	人				
普通作業員					

横 浜 市 港 湾 局

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
計					
第6号内訳書					
既存浮体撤去工					
引船(鋼製)					
鋼D 200PS型	日	1			
労務費					
普通作業員	人				
陸揚費					
	式	1			
解体費					
	式	1			
廃棄物処分費					
	式	1			
計					

修繕・工種内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価 円	金額 円	摘要
共通仮設費					
共通仮設費（率分）					
	式	1			
安全監視船					
FRP D 18 OPS型	日				
	小計				
現場管理費					
現場管理費					
	式	1			
修繕原価					

横 浜 市 港 湾 局

船 舶 修 繕 共 通 仕 様 書

(平成 2 9 年 4 月 改訂版)

横浜市港湾局保全管理課

(適用)

第1条 この仕様書は、横浜市港湾局（以下「本市」という。）の発注する船舶修繕の施工に適用する。

- 2 特別な仕様については、特記仕様書に従い施工する。
- 3 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

(監督員)

第2条 本市は、監督員を置いたときは、その氏名を請負人に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、横浜市修繕請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく本市の権限とされる事項のうち本市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての請負人又は請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成した詳細図の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、修繕の状況の検査又は使用材料の試験もしくは検査（確認を含む）

3 本市は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、請負人に通知する。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、緊急を要する場合は、書面によらないことができる。

5 本市が監督員を置いたときは、請負人は約款に定める請求、通知、報告、申請、承諾又は解除について、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって本市に到達したとみなす。

6 本市が監督員を置かないときは、監督員の権限は本市に帰属する。

(承諾図等の提出)

第3条 本修繕は、設計図書に基づき設計施工するが、実設計は請負人が行い、必要に応じて承諾図を提出し本市監督員の承諾を受ける。

2 設計図書に指定した製品の仕様、材料等を一部変更する場合は、変更理由並びにこれに必要な資料等を提出し、本市の承諾を受ける。

(疑義の解釈)

第4条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈並びに本修繕施工の細目については、当該修繕を担当する監督員の指示に従う。

(関係法令等の遵守)

第5条 請負人は修繕施工にあたり、修繕に関する諸法規その他諸法令を遵守し、修繕の円滑なる進ちょくを図るとともに、諸法令等の運営適用は請負人の負担と責任において行い、設計施工は、次に掲げる法令、基準及び規格等に準拠する。

- (1) 船舶安全法
- (2) J I S 、 J E M 、 J E C
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 高圧ガス保安法
- (5) 危険物の規制に関する政令及び規則
- (6) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (7) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (8) クレーン等安全規則
- (9) 電気設備の技術基準
- (10) 廃棄物等に関する規制
- (11) その他本市が必要と認める法令等

(関係官公庁への諸手続き)

第6条 請負人は、本修繕の施工に関する関係法規、規則等に基づいて行う関係官公庁等に対する一切の手続きを本市と協議のうえ行い、設備及び機器等の引渡し又は使用開始に支障のないようにする。

なお、これらの手続きに必要な費用は請負人の負担とする。

(提出書類)

第7条 請負人は、修繕に着手した時は遅滞なく次の書類を提出し、監督員の承諾を受ける。

提出書類	提出期限	部数
(1) 修繕着手届出書	契約日の翌日から7日以内	1部
(2) 現場代理人選定通知書	同上	1部
(3) 下請負人選定通知書	同上	1部
(4) 請負代金内訳書(鑑)	同上	1部
(5) 修繕組織表	同上	1部
(6) 工程表	同上	1部

(打合せ及び議事録の提出)

第8条 請負人は、本市関係者と設計及び施工方法について打合せを行った後、議事録を作成し、本市の承諾を受ける。また、実施工程表(ネットワーク方式等)も提出する。

提出書類	提出期限	部数
(1) 打合せ議事録(A4版)	打合せ後遅滞なく	1部
(2) 実施工程表(A4版)	同上	1部

(修繕旬報及び月報)

第9条 請負人は、本市監督員が指示した場合、本修繕中に月報を作成し、修繕予定及び進ちょく状況並びに作業内容を記し、当該月間5日以内に本市監督員に提出する。

提出書類	提出期限	部数
(1) 月報 (A4版)	月報：毎月1回	1部

(提出図書類)

第10条 請負人は、本修繕に必要な図書類を次のとおり提出する。

なお、修繕写真は、修繕着手前の状況、修繕進ちょく状況、修繕工程詳細（埋設、埋め込み、隠ぺい箇所、やり直しのきかない施工箇所及び重要な施工箇所並びに監督員が指示した箇所）、完了の各段階ごとに撮影し、年月日、見取図、説明等を記入して整理する。ただし、軽微な修繕でかつ監督員の承諾したものは省略することができる。

提出書類	提出期限	部数
(1) 承諾図書 (A4版ファイル綴じ込み)	修繕施工前	2部 (含返却用)
(2) 決定図書 (A4版ファイル綴じ込み)	監督員が指示した場合	1部
(3) 完成図書(含修繕写真) (A4版パイプ式ファイル綴じ込み)	修繕完了時	必要部数 (特記にない場合2部)

(工場検査)

第11条 請負人は、本市検査員立会いのうえ製造工場における検査を受ける場合は、本市監督員に次の書類を提出する。

なお、請負人が受験に先立って提出する「工場検査要領書」には、試験設備概要、社内検査判定基準等を付して承諾を受ける。また、社内検査の終了後に、本市検査員の立会い検査を受ける。

提出書類	提出期限	部数
(1) 検査願書 (A4版)	受検前30日以前	1部

(自主検査)

第12条 請負人は、本市が指定した機器等について自主検査を行う。

なお、自主検査にあたっては、検査品目、検査要領書を本市に提出し、その承諾を受けた上で実施し、検査終了後は検査成績書を2部提出し、本市監督員の承諾を受ける。

(材料検査)

第13条 本修繕に使用する材料等については、現場搬入時に本市監督員が必要とした場合に材料検査を行う。

(完了検査)

第14条 請負人は、本修繕が完成した時（指定部分に係る修繕完了を含む）、本市監督員に次の書類を提出し、本市検査員の検査を受ける。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 修繕完了届出書 (指定部分に係る修繕完了届出書)	修繕完了時	1 部

(引渡し)

第15条 本修繕の完了は、本市の完成検査に合格した時（関係諸官庁等による検査を必要とする場合は、本市監督員の指示に従い請負人の負担により実施し、同検査完了後に本市完成検査に合格した時）をもって完成とし、次の書類を本市監督員に提出する。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 請 求 書	完成検査合格後	1 部
(2) 修繕目的物引渡書	同 上	2 部

(使用許可申請書)

第16条 請負人は、修繕施工にあたり本市施設で火気、電気等を使用する場合は、事前に本市監督員に次の書類を提出し、許可を受ける。

提出書類	部 数
(1) 火気または工事用電気等使用許可申請書 (A4版)	1 部
(2) 休 祭 日 等 工 事 許 可 申 請 書 (A4版)	1 部
(3) その他本市が必要と認める使用許可申請書 (A4版)	1 部

(占用の許可)

第17条 請負人は、本修繕に伴い港湾施設を占用する必要がある場合は、本市及び関係官公庁に申請書等を提出し許可を受ける。

なお、これに必要な費用は、請負人の負担とする。

(軽微な変更)

第18条 請負人は、修繕施工上当然必要なもの並びに軽微な変更を生じた場合は、設計図書に明記されていない事項であっても、本市監督員の指示に従い請負人の負担において行う。

(既設構造物の損傷)

第19条 請負人は、本修繕中に故意又は過失によって既設構造物その他に損傷を与えた場合、請負人の負担において原形に復旧し、本市監督員の検査を受ける。

(他の施設の機能保持)

第20条 請負人は、本修繕中に土砂、器具類、工事用材料等で既設の機器、水道栓、制水弁、ガス栓及び各種地下埋設物等の位置を不明にしたり、又はこれらに近寄り難くしない。

(修繕の指揮監督)

第21条 現場代理人は、本修繕中には現場に常駐し、本市監督員の指示を受け作業員等の指揮監督にあたる。

(使用者責任)

第22条 請負人は、本修繕中その作業員に事故が生じた場合は、すべて請負人の責任において処理する。

(安全管理)

第23条 請負人は、本修繕中その作業員に対し、作業上の保安につとめるよう次の事項を徹底させる。

- (1) 作業員は、必ず名札又は腕章にて業者名を明確にし、安全帽を着用させる。
- (2) 火気、電気の使用場所及び喫煙場所は、本市監督員の指示に従い消火器等を装備する。
- (3) 電気設備工事は、充電部を確認し取扱者を表示するとともに、トラロープ等にて安全処置を行う。
- (4) 高所作業を行う場合は、作業員の安全は無論のこと、工具、材料の落下防止処置を行う。
なお、安全ベルトは必ず着用させる。
- (5) 足場を組む場合には、通行等の邪魔又は障害にならないよう配慮するとともに、堅固に組む。
- (6) 密閉箇所での作業は2人以上で行い、給排気ファンで換気を十分に行い、酸欠防止等の処置を行う。

(事故の防止及び補償)

第24条 請負人は、本修繕中に場内又は付近に迷惑を及ぼさないよう適切な安全措置をとり、万一事故が発生した場合は、直ちにその補償は請負人の責任において処理する。

(災害及び緊急時に対する処置)

第25条 災害及び緊急時には、請負人は昼夜の区別なく、本市監督員の命ずる人数の作業員を現場に留め、応急処置に対する準備をする。

(関連業者との打合せ)

第26条 本修繕中、他工事等と関連する箇所については、本市監督員立会いのもと関連業者間で十分な打合せを行い、各工事の進捗よくに支障を来たさないようにする。
なお、関係者確認の上、その打合せ議事録を提出する。

提出書類	提出期限	部 数
(1) 打合せ議事録 (A4版)	打合せ後遅滞なく	1 部

(清掃整理)

第27条 本修繕中に生じた塵芥、砕りかす、不要土砂等は、随時場外に搬出し適正に処理する。
また、金属類は本市監督員の指示する廃材置場に搬出又はスクラップ処分とし、修繕場所及びその周辺は常に清掃整理を行う。
2 完成検査時には、すべての障害物及び仮設物を撤去し、整理清掃を行い本市監督員の確認を受ける。

(修繕用材料等の保管)

第28条 本修繕中、請負人の負担に属する材料、器具類は、修繕場所に保管しない。ただし、本市監督員が認めた場合はこの限りではない。
なお、請負人の負担に属する修繕用材料等について事故が発生した場合は、すべて請負人の責任において処理する。

(遵守事項)

第29条 請負人は、本修繕を施工するにあたり次の事項を遵守する。
(1) 現場作業にあたっては、極力工程の短縮をはかるよう努める。
(2) 修繕施工後に隠ぺい箇所となる部分は、本市監督員の検査を受け、合格後写真撮影を行い次の工程に進む。

(資格を必要とする作業)

第30条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工する。

(断水、停電等)

第31条 本修繕中、止むを得ず停電、断水等を必要とする時は、事前に本市監督員の承諾を得る。

(修繕用仮設設備)

第32条 本修繕に必要な仮設設備は、すべて請負人の負担とする。
なお、仮設設備の設置方法等は、事前に本市監督員と打合せを行い承諾を受ける。

(保証)

第33条 本修繕の保証期間中、設計施工に起因する故障、破損等が生じた場合は、請負人の負担において直ちに復旧する。
なお、保証期間は修繕目的物引渡しの日から1年とする。

八景島西浜さん橋修繕 特記仕様書

1 範囲

注文範囲は、八景島西浜さん橋浮体部の代替用の鋼台船で、パイルガイド、防舷材、係留金物（クロスビット等）、手摺、照明等の付属品を含む。係留杭、連絡橋は既存のものを流用し、注文範囲に含めない。ただし、係留杭については、既存さん橋の撤去後に、本市監督員立会のうえ状態の確認を行う。

本修繕は、鋼台船の建造のほか、次の作業を含む。

- (1) 鋼台船の八景島西浜への曳航、既存杭への設置、既存連絡橋との接続
- (2) 既存さん橋（EPS に鉄筋コンクリート被覆の浮体）の撤去、曳航、陸揚げ、解体、産廃処分

2 全般の注意点（環境対策等）

施工にあたっては、次の点に注意する。

- (1) 発動発電機または発動機内蔵型の溶接機を使用する場合は、低騒音型、低排出ガス対策型機種を優先して採用する。
- (2) 作業船等、輸送または搬送用機械を使用する場合には、排ガス対策型機関（国交省規制、IMO 規制対応型等）の搭載機種を優先して採用する。

3 材質、構造など

- (1) 本体は水密構造の鋼台船とし、寸法、形状は添付図のとおりとする。
- (2) 本体は中央の隔壁で2区画に区分できるものとし、その隔壁は水密壁とする。
- (3) 本体の材質は指定のないかぎり SS400 材または同等品とする。請負造船所の材料手配の都合で SM400 材、NK 船級材など、より上質の材料を使用することは差し支えない。
- (4) 付属品、コーミング等で、材質に指定のないもの（はしご、通風筒、マンホール蓋、手摺等）は適宜 SS 材、炭素鋼管としてもよい。
- (5) パイルガイド枠の材質は SUS 材とする。
- (6) クロスビット等の係留金物の材質は SUS304 または同等品とする。
- (7) パイルガイドは、スペーサ等でローラ位置を調整できる構造とし、ローラの表面材はナイロン、ウレタン、ポリエチレン等の樹脂とする。
- (8) 甲板舗装は 50mm 厚のモルタル舗装（ワイヤメッシュ入り）とし、周囲に 50×6 の平鋼のコーミングを設ける。ひび割れの発生を防ぐため、適当な間隔でコーミングを分割し（全体で 3 ないし 4 分割とする）、すき間には乗客が転倒しないようゴムの目地材を設ける。
- (9) 浮体内部に、乾舷調整用のバラスト（30t 程度、生コンクリート）を設ける。
- (10) 本体、艀装品のいずれにもアスベスト含有品を用いてはならない。

4 装備品の数量

(1) マンホール

マンホール(JIS F2304 B形 6050)を各区画に1個(合計2個)及び小型マンホール(JIS F2329 丸形φ350)を各区画1個(合計2個)設ける。マンホール、小型マンホールともフラット形とし、造船所規格で同等のものがある場合はそれに代えてもよい。コーミング形、フラッシュ形とはしない。マンホールの蓋には適当なハンドルを設けること。

(2) 梯子

マンホール装備部に鋼製垂直梯子を各1個(合計2個)設ける。梯子の幅は350mm以上、踏み板の間隔は350mm以内(芯-芯)とする。

(3) 通風筒

グースネック形通風筒(80A、ふた付)を各区画に1個(合計2個)設ける。筒、蓋とも亜鉛めっきとする。

(4) パイルガイド

既存の鋼管杭(φ450)に適合するローラ式パイルガイドを4個設ける。

(5) 係留金物

浅野金属工業 AK3773 同等品のクロスビットを片舷4個、両舷合計で8個設ける。

(6) 防舷材

D形防舷材(150mm×130mm、合成ゴム無垢材)を設ける。長さは5mとする。取付はスタッドボルト(M16程度)、ワッシャ、ナットによる。取付金物はいずれもSUS製とする。

(7) 手摺

指示する位置に、手摺一式を設ける。手摺柱(19か所、固定、添付図参照)は40Aの鋼管とし、チェーン接続用のステンレスリングを設ける。手摺チェーンはφ6のステンレスチェーンとし、各個独立に取外しできるよう片端にシャックル、もう片端にスプリングフックを設ける。手摺チェーンは上下2条とし、合計40か所(合計約61m)設ける。甲板からの高さは、上側チェーンで900mm程度を確保する。

(8) 照明及び照明柱

4か所に照明柱及び照明を設ける。また、受電のための分電箱を設ける。照明柱は、鋼管柱(STPG370E Sch.80 80A×2.5m)とし、船用LED防水作業灯を各2個(計8個)設ける。モルタル舗装上の溜水による腐食で照明柱が折損、倒れることがないよう、モルタル舗装に埋まる照明柱基部には200mm程度のスリーブ(SGP 90A)を設ける(添付図参照)。

(9) アイプレート

上甲板(頂板)のガネル部の指示する位置に、JIS F3410のC形アイプレート(5kN/0.5tf用)を片舷20個、両舷で40個設ける。

5 塗装

塗装仕様は次表のとおりとする。(膜厚は合計膜厚(乾燥)を示す)

表 西浜さん橋用鋼台船の塗装要領

塗装箇所	下塗	上塗	面積
暴露甲板(モルタル舗装上)	コンクリート用塗料下塗り	コンクリート用塗料上塗り	95m ²
暴露甲板、外舷部	エポキシ系ガラスフレーク塗料×2 2,000μm	ウレタン系×2 100μm	70m ²
暴露部艀装品(鋼製部)	エポキシ系ユニバーサル 錆止め×2 300μm	同上	40m ²
水線下	エポキシ系ガラスフレーク塗料×2 2,000μm	ウレタン系×2 100μm	140m ²
台船内部(艀装品とも)	エポキシ系ユニバーサル 錆止め×1 150μm	なし	540m ²

また、塗装にあたっては、次の点に注意すること。

- (1) はがれ、たれ、ふくれ、ピンホール、はじき、ゆず肌等の塗装欠陥がないようにすること。塗膜の性能に影響する欠陥が発生した場合や、美観に重大な影響が出た場合は、適切な手直しを行うこと。
- (2) 使用塗料の確認、ならびに下地処理、各塗装工程において本市監督員の立会検査を受けること。
- (3) 塗装方法は、施工箇所ごとにエアレススプレー、ローラ塗りをを用いる。
- (4) 塗装色の決定にあたっては本市監督員の指示によること。
- (5) 雨天または当日中の降雨が予想される場合、砂塵、ほこりが甚だしい場合、相対湿度が85%以上の場合、ならびに被塗装面が結露、水濡れしている場合は、塗装作業を行ってはならない。
- (6) 塗装作業にあたっては、盤木移動は必ず行い、本仕様書中の塗装仕様が満たされていない箇所があってはならない。
- (7) 塗装時の周辺温度(外気温)に応じた塗料を選定すること。
- (8) いずれの塗装箇所も、下地処理はISO8501 Sa2 1/2 相当(1種ケレン相当)とする。
- (9) モルタル舗装下の塗装は不要である。ただし塗布済のショッププライマー塗膜については除去しなくてもよい。
- (10) ステンレス鋼、溶融亜鉛めっき部、既製品で十分な防錆処理を施しているもの(ただし、海上での長期使用にふさわしい防錆処理を施したものに限る)については塗装しなくてよい。
- (11) 下地処理で、ショットブラスト、サンドブラストが困難な場合は酸洗(ピッキング)処理としてもよい。ただし、酸洗の場合も、赤さび、黒皮(ミルスケール)は十分に除去された状態としなければならない。
- (12) 塗装工程ごとに、塗膜の厚み測定を行うこと。ウェット塗膜はウェットフィルムゲージ、ドライ塗膜は膜厚計により計測する。正確な膜厚計測の困難なモルタル舗装上の塗装についてはこの限りでなく、塗料使用量で管理してよい。

6 溶接

浮体構造、鋼製艀装品の溶接は次による。

- (1) 溶接部には、クラック、アンダーカット、ブローホール、スラグ巻き込み等の欠陥があってはならない。溶接欠陥が発生した場合は、適切な手直しを行うこと。
- (2) 浮体の外部となる部分の溶接はすべて連続溶接とすること。
ただし、舗装コーミングの外側は連続溶接としなければならないが、モルタルを充てんするコーミング内はタップ溶接でよい。
- (3) 浮体内部の補強材(形鋼)、艀装品の溶接は、台船の強度を保証できる範囲でタップ溶接、千鳥溶接としてもよい。ただし底面及び底面から 300mm の範囲は連続溶接とすること。
- (4) 厚板同士の突合せ溶接は、内外を問わず開先をとった連続溶接とすること。
- (5) 厚板同士の隅部は、両面連続隅肉溶接とすること。
- (6) 厚板と補強材(形鋼)の溶接は隅肉溶接とし、開先は特に必要ない。
- (7) 溶接棒、ワイヤ等の溶接材料は、母材のグレードと同等、またはより上等のグレードのものを使用すること。また水素によるクラック発生を防ぐため、溶接棒やワイヤ、フラックス等の溶接材料、シールド材は十分に乾燥させて使用すること。
- (8) 溶接線を過度に集中させてはならない。フレーム材等にはスロット、スカラップを適切に設け、溶接線の無用な集中を防ぐこと。補強材は、溶接線の危険な集中を防ぐ必要があれば端部をスニップに変更してもよいが、本市監督員に事前に相談すること。スロット、スカラップの形状は請負造船所の標準によることとし、本市からは特に指定しない。
- (9) 高張力鋼、厚肉材、合金鋼等の溶接を行う場合、必要であれば適切な予熱、後熱処理を行うこと。

7 検査

検査は共通仕様書によるもののほか、次による。

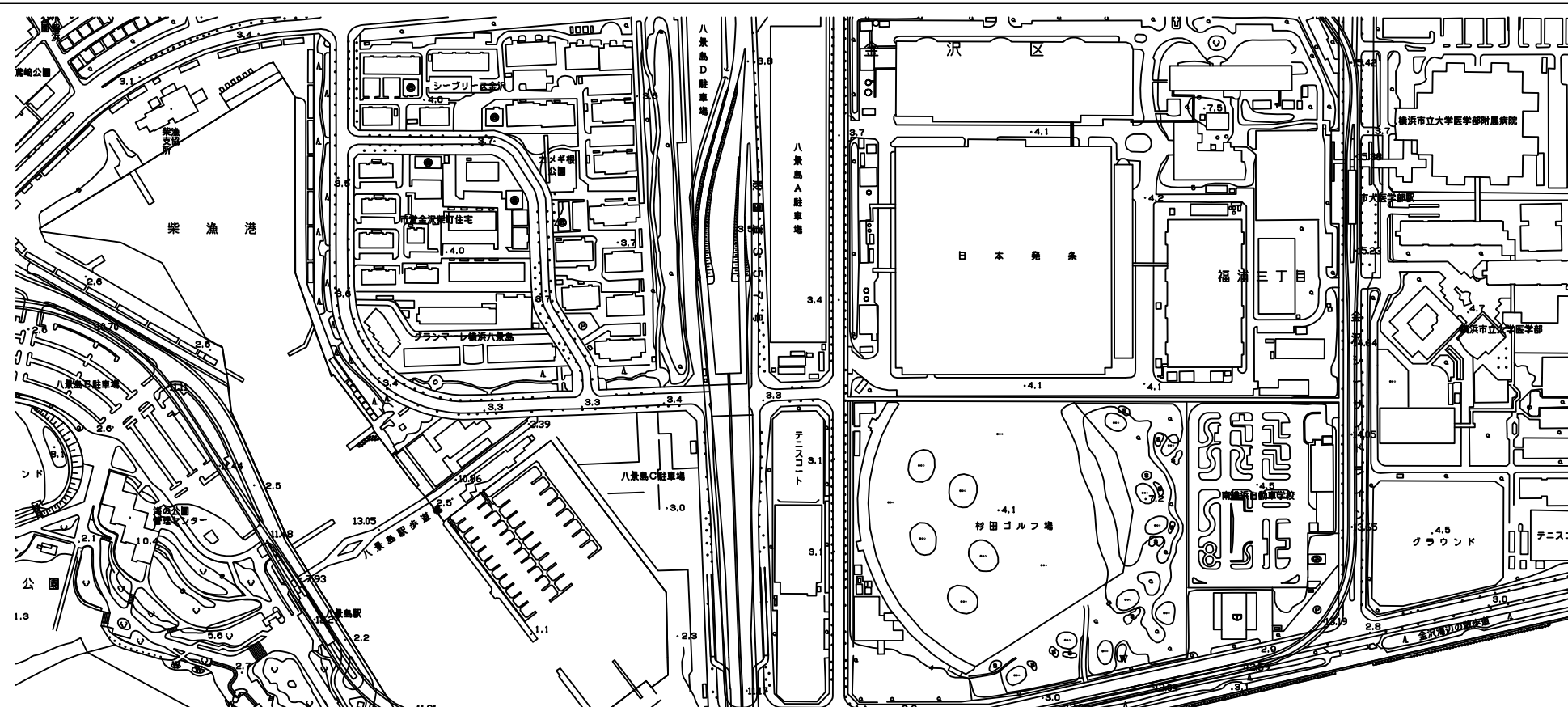
- (1) 塗装部の検査は「5 塗装」による。
- (2) 浮体内区画の水密検査を行う。陸上で区画内の張水試験を行い、外部及び隣接区画から水漏れのないことを確認するのが最良であるが、船台の耐荷重等の問題で実施が難しい場合は、進水前の厚板同士の隅肉溶接部、突合せ溶接線への射水試験(ホーステスト)と進水後に浮上状態で行う内部確認(漏水がないことの確認)の組合せに代えてもよい。射水試験の要領は、NK 船級規則に準じる(ホース水圧 0.2MPa 以上、ノズル口径 12mm 以上、噴射距離 1.5m 以内)。張水試験時の水頭は、頂板の高さ以上とする必要はない。いずれの方式においても、水密検査は区画ごとに行うこと。なお、中央隔壁の水密性の確認は、どちらか片側からの1回のみでよく、両側から行う必要はない。
- (3) 浮体構造の厚板同士の溶接部については、必要に応じ浸透染色探傷検査(カラーチェック)、磁粉探傷検査等の健全性確認を要求することがある。

8 その他

- (1) 鋼台船の製作寸法誤差の管理、許容範囲については、構造、艀装とも、日本鋼船工作法精

度標準(JSQS)によること。

- (2) 構造用の主要鋼材の材料検査証明書(通称:ミルシート)を取得し、写しを完成図書に添付すること。
- (3) 建造中の都合で、ブロック吊上げ用のアイプレート、目違い是正用のウマ等の金物を一時的に溶接することは差し支えない。金物を設ける場合は、取付位置、金物の形状、使用後の金物の除去の要否について事前に本市監督員の了解、確認を得ること。安全上及び美観の問題、運用上の支障がなく、本市監督員が認める場合は残置してもよい。
- (4) 一時的な吊り金物等のほか、移設などで金物を除去する場合は、必ずしもフラッシュ仕上げとする必要はなく、ガス切断(基部及びビード残し)でよい。ただし、転倒の可能性があるなど、供用後の乗客の安全にかかわる箇所や、連絡橋や係留船舶と干渉するなど運用に重大な影響がある箇所については、金物はフラッシュ除去とすること。
- (5) 金物除去の方法を問わず、除去後はディスクグラインダ等を用いて塗装に悪影響がない程度に滑らかな仕上げとしておくこと。残置する金物も同様に塗装に悪影響がないよう滑らかな形状のものとする。

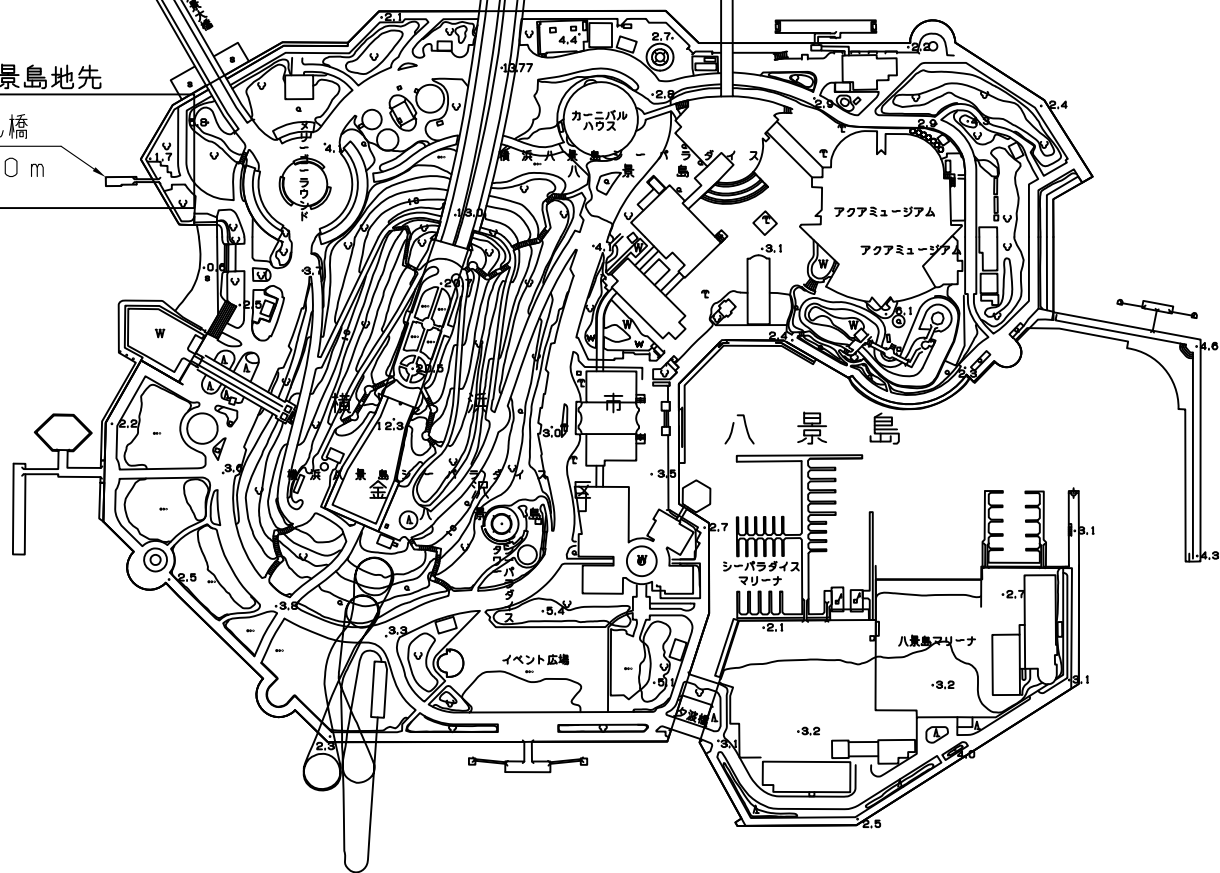


横浜市
金沢区

東京湾

横浜市金沢区八景島地先

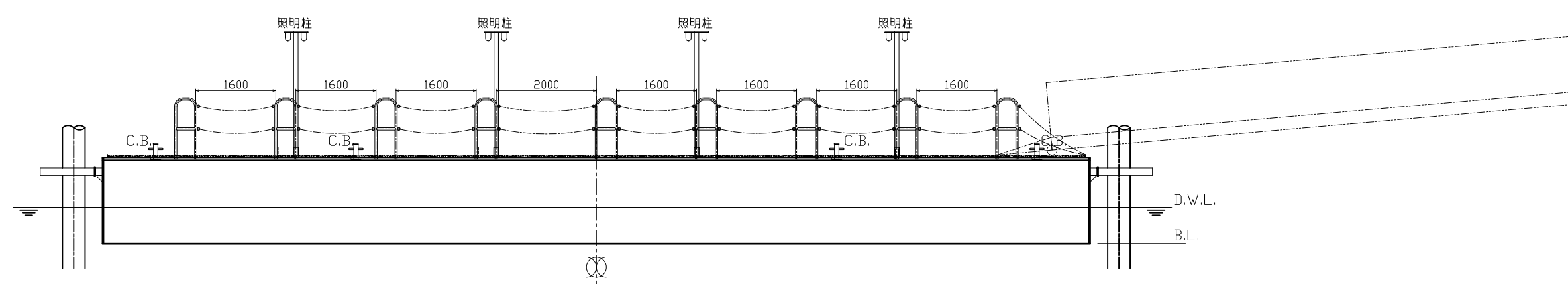
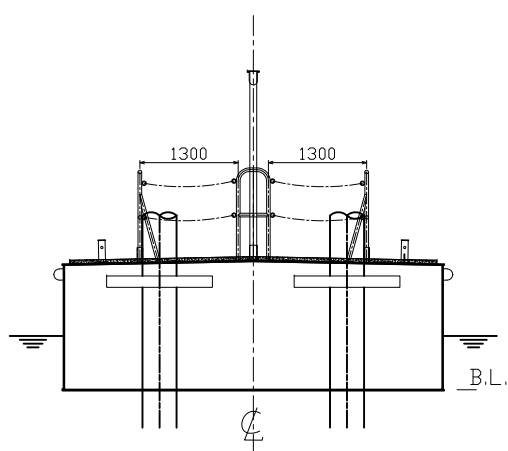
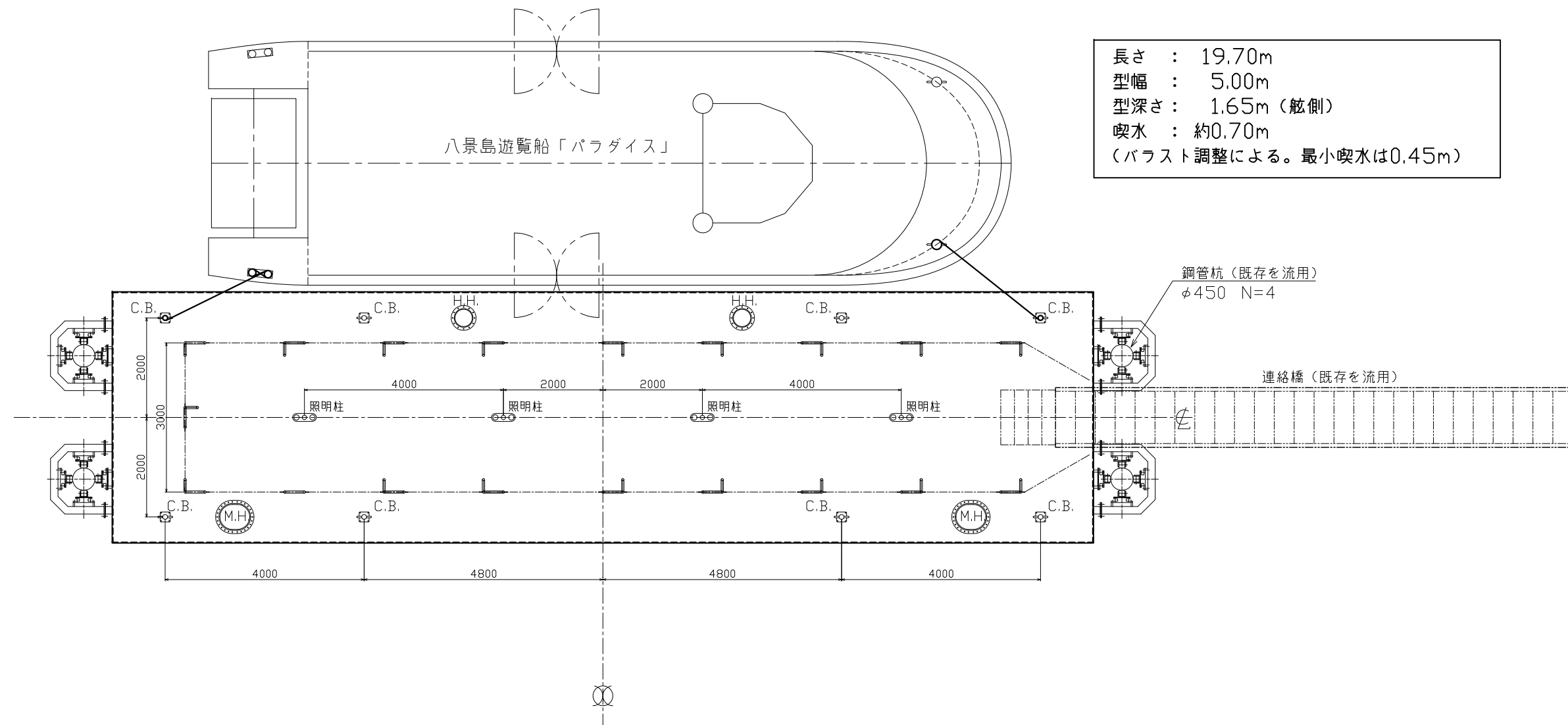
八景島西浜さん橋
20 m



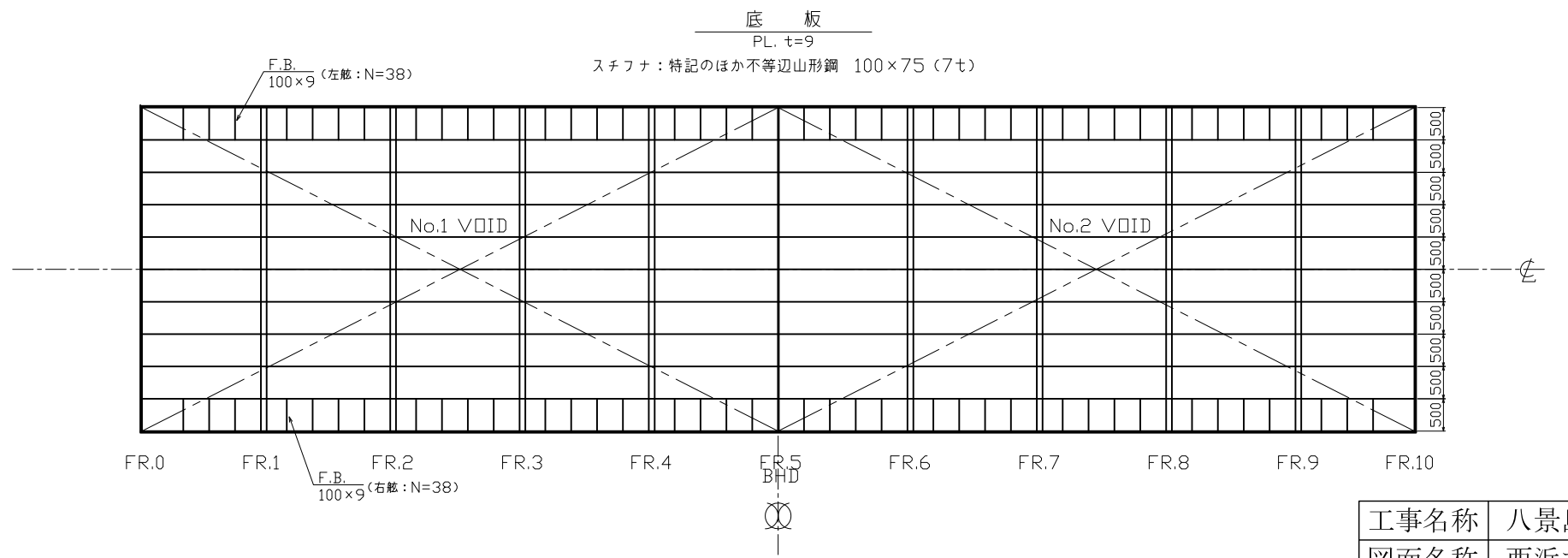
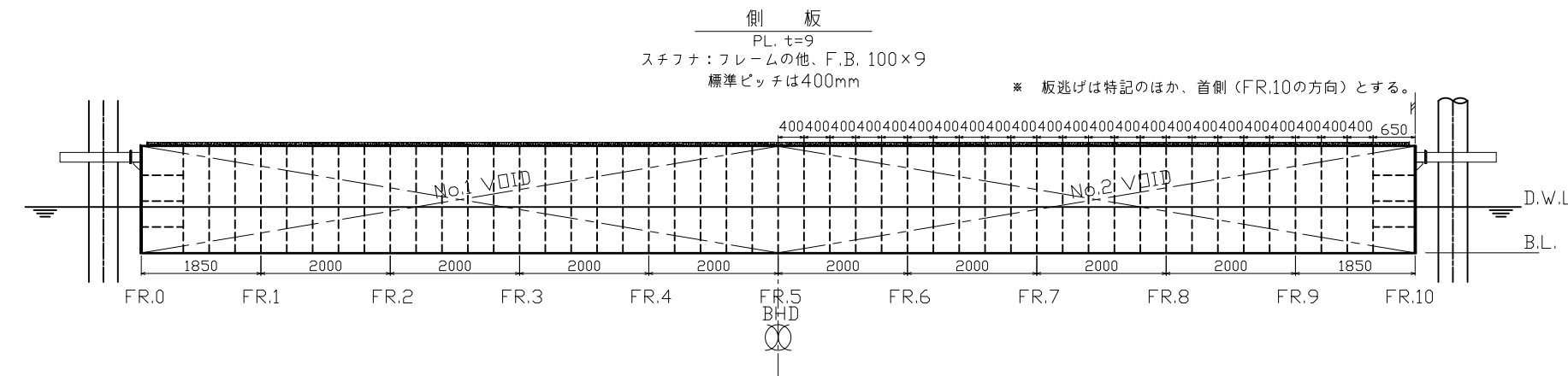
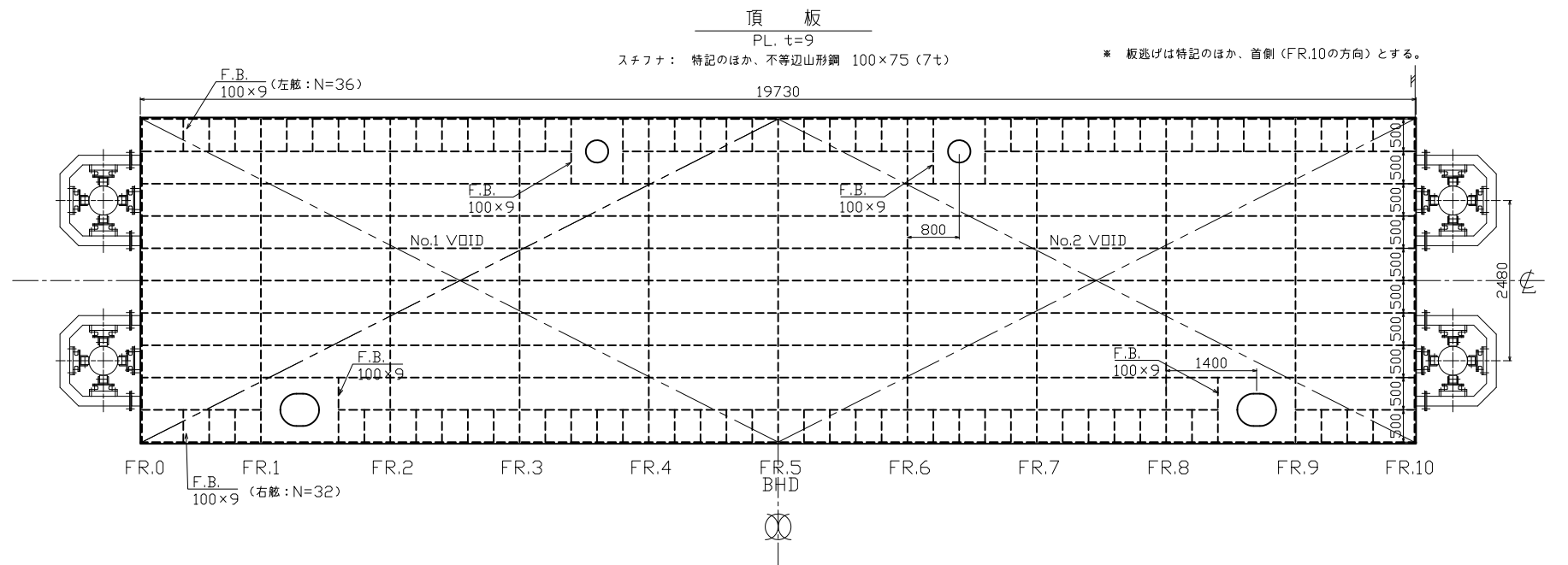
八景島西浜さん橋修繕 図面リスト

図面番号	図面名称
M-01	西浜さん橋 案内図、図面リスト
M-02	西浜さん橋 一般配置図
M-03	西浜さん橋 鋼製浮体構造図 (1/2)
M-04	西浜さん橋 鋼製浮体構造図 (2/2)
M-05	西浜さん橋 艀装品詳細図 (参考図)

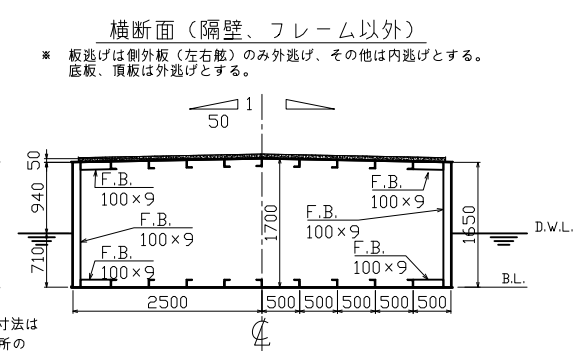
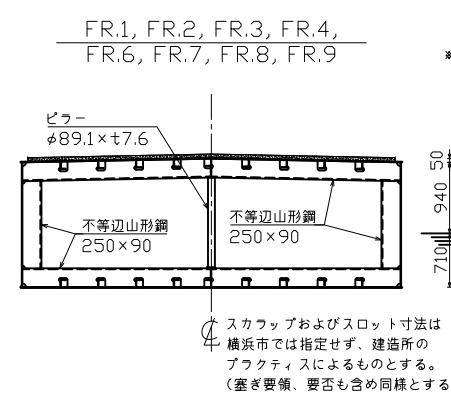
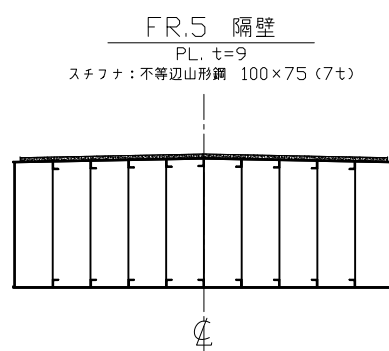
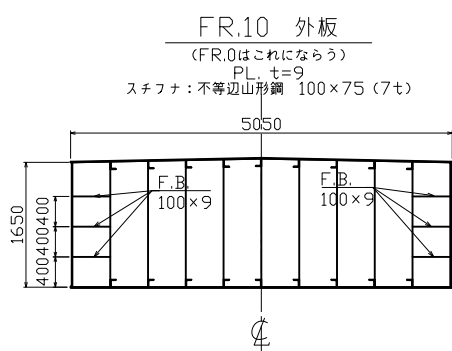
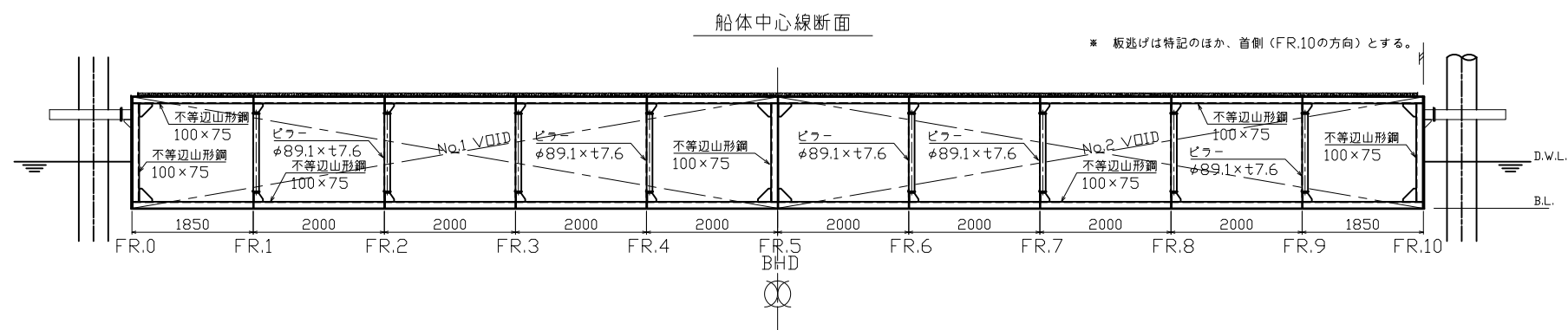
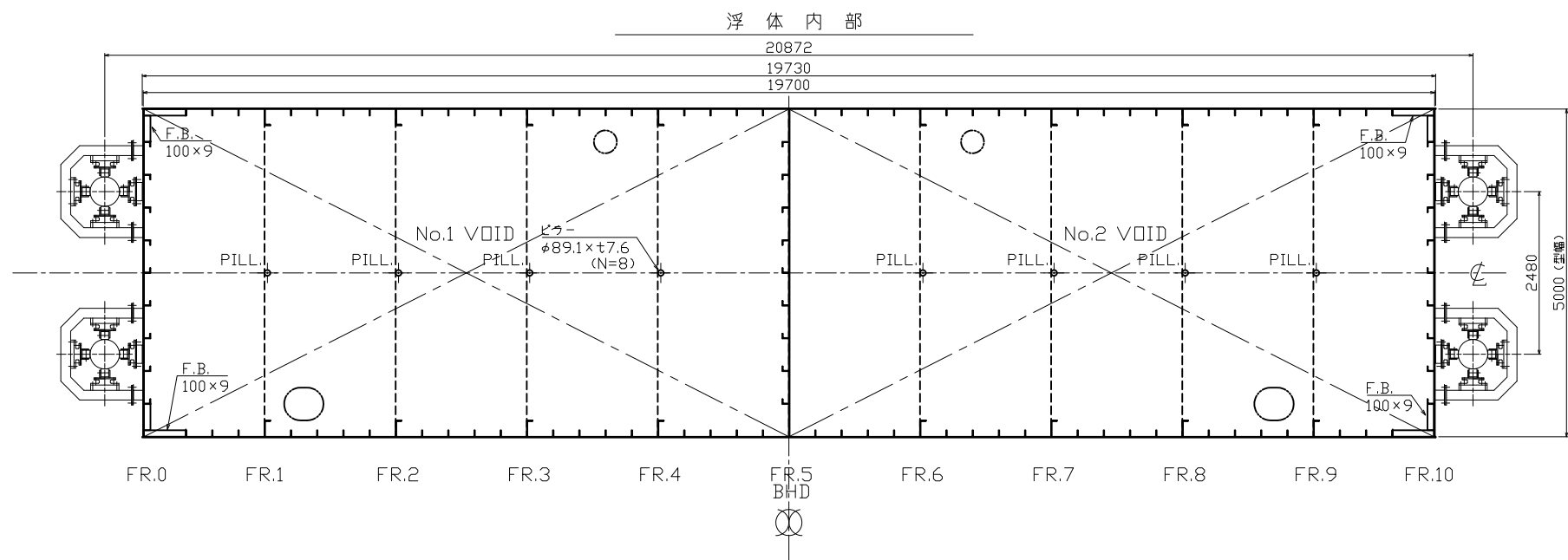
工事名称	八景島西浜さん橋修繕		
図面名称	西浜さん橋 案内図、図面リスト		
図面番号	M-01	図面尺度	1/5,000
設計年月	令和2年11月		
横浜市港湾局 建設保全部 保全部管理課			



工事名称	八景島西浜さん橋修繕		
図面名称	西浜さん橋 一般配置図		
図面番号	M-02	図面尺度	1/100
設計年月	令和2年11月		
横浜市港湾局 建設保全部 保全部管理課			



工事名称	八景島西浜さん橋修繕		
図面名称	西浜さん橋 鋼製浮体構造図(1/2)		
図面番号	M-03	図面尺度	1/100
設計年月	令和2年11月		
横浜市港湾局 建設保全部 保全管理課			

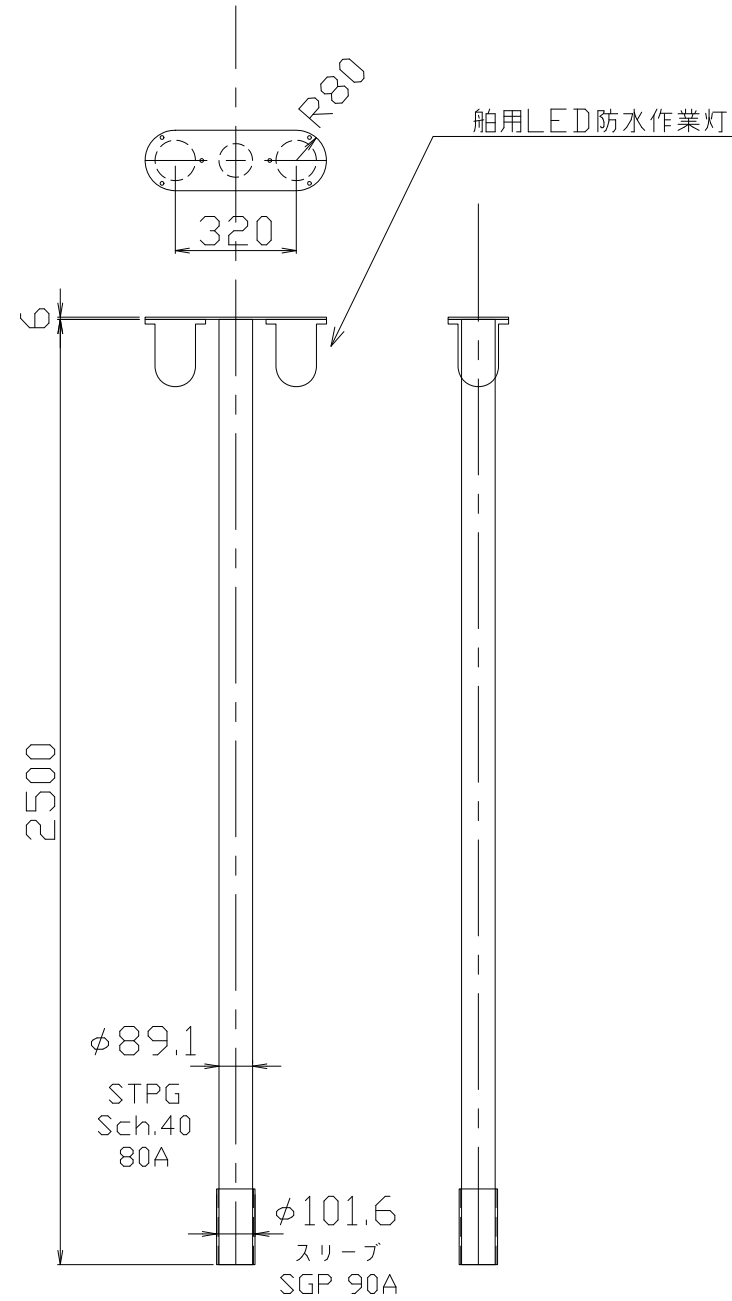


※ 横断面はいつでも船尾より船首を見る。

工事名称	八景島西浜さん橋修繕		
図面名称	西浜さん橋 鋼製浮体構造図(2/2)		
図面番号	M-04	図面尺度	1/100
設計年月	令和2年11月		
横浜市港湾局 建設保全部 保全管理課			

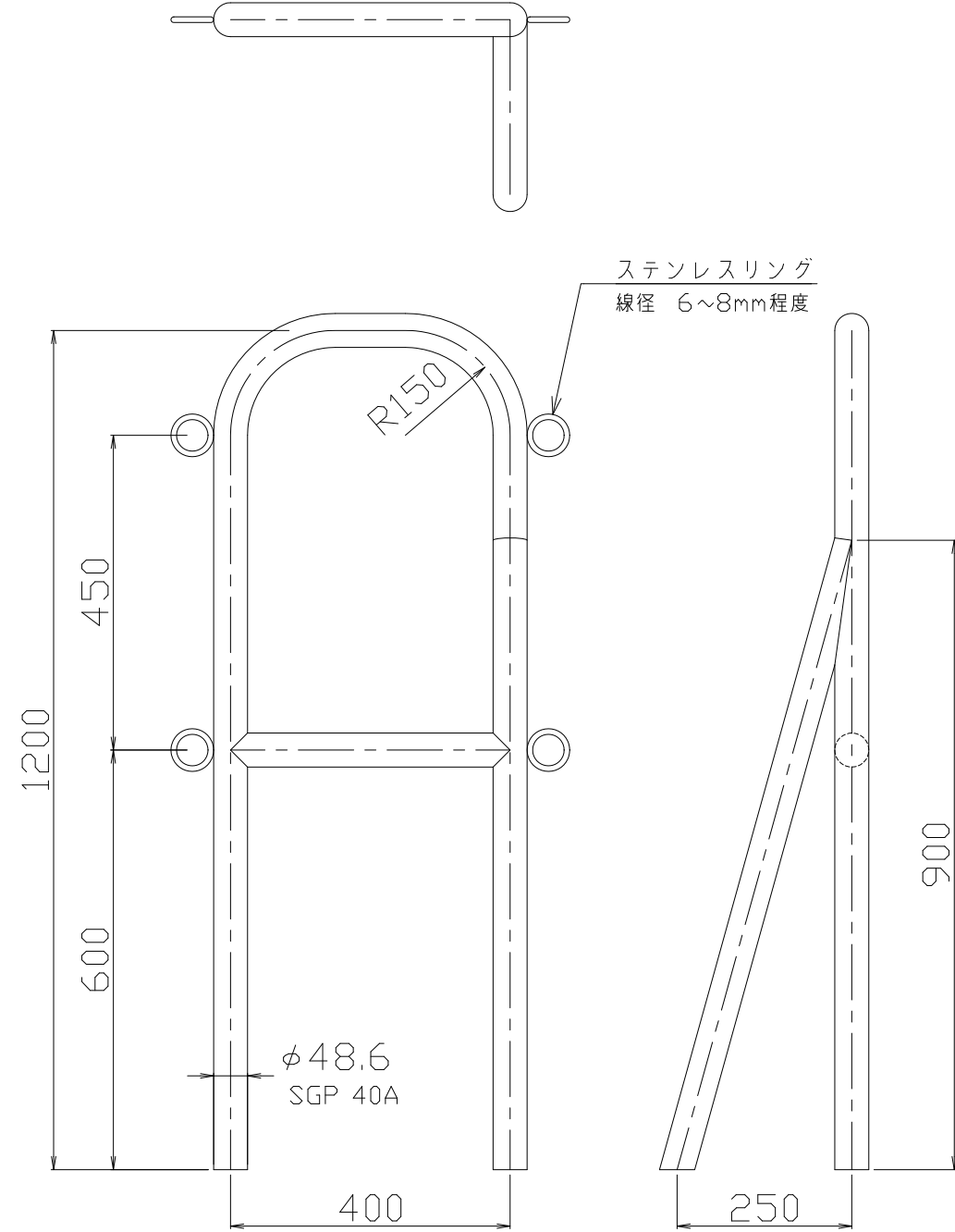
照明柱

S=1/20 計画重量：33.6kg
(灯具を除く)



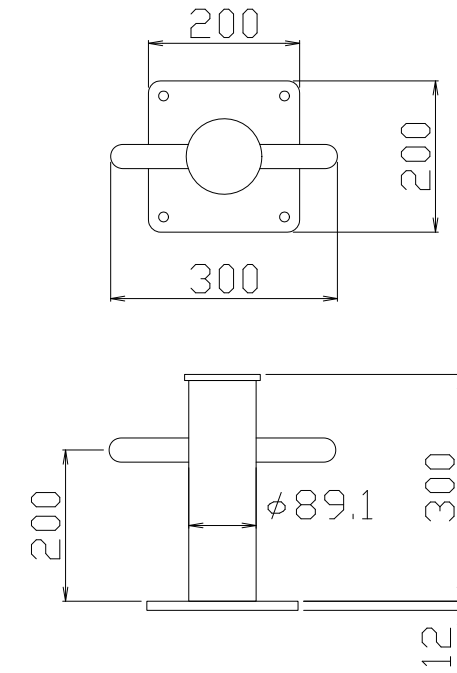
手摺柱 (固定)

S=1/10 計画重量：15.6kg



クロスビット

S=1/10 計画重量：8.50kg



工事名称	八景島西浜さん橋修繕		
図面名称	西浜さん橋 艀装品詳細図(参考)		
図面番号	M-05	図面尺度	1/20, 1/10
設計年月	令和2年11月		
横浜市港湾局 建設保全部 保全管理課			